

平成22事業年度 独立行政法人国立がん研究センター 年度計画

平成22年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人がん研究センターの年度計画を次のとおり定める。

平成22年6月14日

独立行政法人国立がん研究センター

理事長 嘉山 孝正

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 研究・開発に関する事項

(1) 臨床を志向した研究・開発の推進

① 研究所と病院等、センター内の連携強化

研究の成果を臨床の実用化やがん対策につなげるために、研究所、がん予防・検診研究センター、がん対策情報センター、病院が高度専門性を有した上で、トランスレーショナルリサーチの推進のために相互の機能の強化と連携を図り、基礎研究部門と臨床研究部門間での共同研究（年間20件以上）や若手研究者を中心とした人事交流を推進する。「先端医療開発推進会議」を設置し革新的医療・予防法の開発や標準医療の確立に資する成果の継続的な作出を目指す。

② 研究基盤の整備

臨床試料及び情報を研究に活用するため手術検体を中心にセンター内バイオバンクを整備し、手術検体の新規保存件数を1,300件以上とする。

③ 臨床研究の推進のための中核機能の強化

臨床研究の推進のために、センターで行う臨床研究を支援する体制及び多施設共同臨床研究の中核機能を担うためのデータセンター等を設置する。

センターが直接的又は間接的に支援した臨床試験について、学会等が作成する診療ガイドラインに1件以上採用されることを目指す。平成21年度末現在、臓器領域毎の偏りがあるが、今後、大腸、肝胆膵、泌尿器、脳腫瘍、血液腫瘍等の領域の強化を目指す。

また、センターが、直接的または間接的に実施する臨床研究実施機関の訪問監査（科学性・倫理性の確認調査）について、がん診療連携拠点病院を中心に、年間10医療機関以上の施設訪問監査を行う。

④ 産官学等との連携強化

「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」等を踏まえ、国内外の大手・ベンチャー企業等の産業界、先端研究施設、主要がんセンター等と「医療クラスター」等を形成して先端的な臨床研究を推進するために、産官学連携を支援する産官学連携オフィス等の整備を行う。また、クラスター内での積極的な共同研究推進のための協議の場の設定及び早期臨床開発試験をつかさどるデータセンターを整備する。

受託契約の複数年化、治験経費の出来高算定を実現し、国際共同治験を含む治験を委託されやすい体制の整備を行う。

これにより、平成21年度に比し、共同研究件数、治験実施件数及び国際共同治験実施数について各々1%以上増やす。

⑤ 研究・開発の企画及び評価体制の整備

「先端医療開発推進会議」を設置し、がん医療研究開発費による研究をはじめ、我が国のがん対策の中核機関としての使命を果たすための研究を企画するとともに、外部委員から成る評価委員会を設置し、研究に対する評価を行う。

⑥ 知的財産の管理強化及び活用推進

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）及び「知的財産推進計画」を踏まえつつ、共同研究や受託研究等を推進するため知的財産管理部門を設置する。同部門においては、知的財産管理等に関し、外部の専門家の活用や職員の専門性の向上を図りながらマテリアル・リサーチツールの管理・提供体制の整備、所有知的財産権の実施状況の追跡・管理、知的財産関係書類等の管理強化、研究者に対する知財教育の実施、知的財産管理や契約行為等に関する管理機能や研究者に対する相談支援機能の充実を図る。

（2）病院における研究・開発の推進

① 臨床研究機能の強化

病院は臨床開発の様々な段階に対応するため、橋渡し研究を含む臨床研究を行うための診療体制等の整備を進める。

センターで実施される臨床試験の支援部門の整備・強化を行うとともに、治験関連の体制の充実を図る。

薬事・規制要件に関する専門家育成のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構等との人事交流を実施する。

治験申請から症例登録（First patient in）までの期間を平均150日以内とする。

② 倫理性・透明性の確保

高度な倫理性・透明性が確保された臨床研究等の実施を図るため、倫理審査委員会等の機能を強化するとともに、主要な倫理指針等について職員教育の充実を図る。

臨床研究の情報公開に向けて、研究管理データベースを整備するとともに、患者・家族への研究に関する情報公開及び問い合わせ対応の体制を整備する。

（3）担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

がん対策基本法とがん対策推進基本計画を踏まえ、がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究に積極的に取り組む。未だ解明されていない難治がん等の原因の究明や本態解明に繋がる研究を推進し、高度先駆的な予防・診断・治療技術の開発に資する成果を創出する。

具体的な方針については別紙1のとおり。

2. 医療の提供に関する事項

(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供

① 高度先駆的医療の提供

開発的な医療を安定した状態で提供するための診療体制を整備する。
病院と研究所の連携により、腫瘍組織や非がん部組織、体液等のゲノム・プロテオーム等の解析による治療の個別化を図り、最適な医療を提供する。

『HER2陽性胃癌に対する高度医療評価制度を用いた術後補助化学療法の実施体制構築に向けた規制当局及び研究者間の調整、プロトコールの作成を行った上で、高度医療評価制度などへの申請を行う。

また、肺癌のEGFR遺伝子変異の有無とその他の遺伝子変異と発癌及び抗がん剤感受性相関を明らかにする目的で、約100例について癌及び非癌組織から遺伝子を抽出し、全エクソン配列を解析の研究などを通じ、将来のゲノム解析に基づくがん医療の実現の技術的、体制的整備を図る。

また、国内主要研究施設と連携し、新規医薬品・医療機器の医師主導治験及び高度医療評価制度での臨床試験を展開し、最先端の医療を提供する。

② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供

疾患毎の標準的な診療方針を成文化し、定期的な見直しを行って最新の科学的根拠を反映させることにより、稀少がん及び難治がんを含めた各種がんの標準的治療の実践に取り組む。

(2) 患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供

① 適切な治療選択の支援

患者・家族が適切な治療を医療者ととともに主体的に選択、決定できるよう、病態に応じた説明文書の提供など正確でわかりやすい診療情報の提供に努めるとともに、病院における診療実績の情報開示を進める。

また、患者自身のセカンドオピニオン外来受診や家族による医療相談を円滑に進めるため、一般外来の中に「セカンドオピニオン枠」を設けて対応するとともに、臓器別に対応できるセカンドオピニオン専門外来の設置を目指す。

② 患者参加型医療の推進

患者からの生の声・意見をプライバシーに配慮しつつ、院内に掲示する。また、定期的な患者満足度調査や日常的な患者・家族の意見収集を行い、診療内容や業務の改善に活用する。

③ チーム医療の推進

緩和ケア・栄養サポート・感染対策・外来化学療法・褥瘡対策など専門的知識・技術を身につけた多職種からなる医療チームによる医療の支援活動を充実させる。他分野のチーム設置（周術期管理）も検討する。

また、疾患毎に診断医・外科医・内科医を中心として行っている診療方針の検討会（がんセンター・トリートメント・ボード）については放射線治療医や薬剤師・看護師など参加者の拡充を図り、質の向上に努める。

④ 入院時から緩和ケアを見通した医療の提供

患者のQOL向上を図るため、入院診療から外来診療への移行を進めるとともに、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、入院診療と外来診療を統合的に管理できる診療体制を構築する。

地域緩和ケア連携のための定期的カンファレンスを開催するなど、がん医療を行う医療機関等との連携促進を図り、良好な継続医療の提供に努める。

具体的には、外来化学療法実施目標数を37,000件（延べ数）以上とする。

また、院外を含めてより多くの相談支援を行うために、「がん患者・家族総合支援センター」の位置づけを検討するとともに、今後一層重要となる患者会・遺族ケアに関する取組を一層強化する。

⑤ 安全管理体制の充実

医療安全管理を統括、監督する体制を構築し、医療事故の報告の有無に関わらず、定期的に病院の各部門に対し安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、各部門に対して助言、勧告、指導を行う。

医療安全管理担当は、関係法令、指針等に則って、各部門における医療安全に関わる管理体制の編成、日常的な医療安全の管理業務、医療事故等の発生時における初動対応と危機管理等を統括する。

⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価

患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うため、センターで提供する医療について、客観的指標等を用いた質の評価を行う。

（3）その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供

① がん患者に対する緩和医療の提供と療養生活の質の向上

がん患者とその家族が質の高い療養生活を送ることができるよう、がん患者が必要とする緩和医療や精神心理的ケアを幅広く提供できるよう治療初期からの介入を目指す。これを実践するために、多職種による緩和ケアチームを強化し、緩和ケアチーム全体での目標症例数を1,000件以上とする。

また、外部の医療機関のがん診療体制に関する情報を収集してデータベース化し、外部医療機関との共同診療を円滑に進められるようにする。

相談支援センターについては、相談マニュアルの策定、ボランティアに対する研修の実施など業務内容の充実を図る。

3. 人材育成に関する事項

（1）リーダーとして活躍できる人材の育成

がん領域の医療や研究におけるリーダーとして国内外を問わず活躍できる人材を育成するために、レジデント制度・がん専門修練医制度をはじめとする専門教育制度の充実を図る。

チーム医療を構成する人材を養成するため、専門家教育にかかわる部門の充実を図る。

(2) モデル的研修・講習の実施

がん対策推進基本計画に基づき、がん医療の均てん化を推進することを目的として、地域で中核的にがん医療に携わっているがん診療連携拠点病院の医療従事者等を対象に専門的な技能向上のための研修を企画・調整し実施する。

具体的には、医師（身体担当及び精神担当）・薬剤師・看護師を対象にした緩和ケア、化学療法等のチーム研修や相談支援センター相談員、院内がん登録実務者研修等、センター外の医療従事者等を対象とした研修プログラムの種類を17種類以上提供し、同研修プログラムの延べ受講者数について、平成18年度からの累計で2,200人以上とする。

4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

(1) ネットワーク構築の推進

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会を毎年開催し、全国の都道府県がん診療連携拠点病院等と、がん医療、相談支援・情報提供、院内がん登録等について、意見交換や情報共有を行う。

がん診療連携拠点病院等に対し、画像診断コンサルテーション、病理診断コンサルテーション、放射線治療品質管理・安全管理体制確立の支援及び放射線治療スタッフへの技術指導等を実施するとともに、病理診断コンサルテーションの目標件数を年間250件以上とする。

(2) 情報の収集・発信

全国において適切ながん対策が実施されるよう、がんに関連する情報を収集、整理及び評価し、発信する。また、そのために必要な体制を整備する。

患者・家族・国民に対し、がんの予防、早期発見、診断、治療及び療養に関する科学的根拠のあるがん関連情報等を、ホームページ「がん情報サービス（一般の方へ）」、冊子、患者必携（完成版）、講演会等を通して、発信する。

特に、がんに関わった患者にとって必要な情報をとりまとめた患者必携については、問い合わせ対応、普及展開の管理を行う患者必携サポートセンターを立ち上げるとともに、携帯電話向けのホームページを公開し、より多くの方が利用できるようにする。

また、がん診療連携拠点病院の診療実績情報等について、現況報告書の情報を公開する。

発信情報の作成に当たっては、がん対策情報センター「患者・市民パネル」の協力を得て行い、また患者の視点に立った情報提供を進める。

医療者に対して、診療ガイドライン、がんの臨床試験情報、がん診療画像レファレンスデータベース、パスデータベース等の情報を「がん情報サービス（医療関係者の方へ）」、「がん診療連携拠点病院の方へ）」より発信し、コンテンツを増やすなど公開情報の充実を図る。

ホームページ「がん情報サービス（一般の方へ）」にアンケートページを設け、がん情報サービス利用者の背景、満足度利用状況を確認する。有識者、医療関係者、がん患者、家族の代表で構成される「がん対策情報センター外部意見交換会」の意見に基づきサービスの改善を図る。

がん診療連携拠点病院等において実施される院内がん登録及び都道府県において実施される地域がん登録等の実施状況を把握し、がん対策情報センターにデータを収集し、集計・発信を行う。

地域がん登録、院内がん登録の登録項目の標準化を促進する。また、地域がん登録実施県を増加させるために、地域がん登録の標準方式の設定、標準方式に準拠したシステム開発・配布、登録実務担当者の教育研修などを通じて、未実施県での導入に際して技術的支援を行う。

このため、院内がん登録実地調査について、9県25施設以上で実施するとともに、地域がん登録訪問調査を15県以上で実施する。

5. 国への政策提言に関する事項

我が国のがん対策が、より強固な科学的根拠を持ち、かつ、がん患者を含めた国民の視点に立った実情に即したものになるよう、世界の科学技術の動向、研究成果やその有効性、社会情勢、社会的要請等を踏まえ、科学的根拠に基づいた専門的な政策提言を行う。

また、政策提案を恒常的に実施していくために必要な組織を構築する。

6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項

(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応

国の要請に対しては積極的な対応を行う。また、災害や公衆衛生上重大な危機が発生し又は発生しようとしている場合には、がん医療に関する範囲内にて、可能な限り適切な対応を行う。

(2) 国際貢献

わが国のがん対策の中核機関として、知的支援体制を整え積極的に国際貢献を図っていく。そのため、がんの研究・医療・政策に係る国際的団体への貢献をはじめとして、研究開発や政策形成等における国際連携に積極的に参加・参画するとともに、二国間等での研究等協力を推進していく。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 効率的な業務運営に関する事項

(1) 効率的な業務運営体制

センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制の構築に向けて、以下の取り組みを行う。

① 副院長複数制の導入

特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。

② 事務部門の改革

事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とするとともに、センターの使命に即した業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。

(2) 効率化による収支改善

センターとしての使命を果たすための経営戦略や事業計画を通じた経営管理により平成22年度の損益計算において経常収支率が100%以上となるよう以下の経営改善に取り組む。

① 給与制度の適正化

給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。

② 材料費の節減

材料費率の抑制を図るため、医薬品及び医療材料等の購入方法や契約単価の見直しを実施する。

③ 一般管理費の節減

一般管理費（退職手当を除く。）については、経費節減を徹底する。

④ 建築コストの適正化

建築単価の見直し等、建築コストの削減に取り組む。

⑤ 収入の確保

医業未収金については、クレジットカード払いを導入する等、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努める。

また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。

東病院については、従前より診療報酬の出来高算定を行っているところであるが、DPC算定への移行準備を行う。

2. 電子化の推進

(1) 電子化の推進による業務の効率化

業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。

(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施

企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。

3. 法令遵守等内部統制の適切な構築

法令遵守（コンプライアンス）等の内部統制のため、監査室を設置して内部監査等の組織を構築する。

契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1. 自己収入の増加に関する事項

民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。

2. 資産および負債の管理に関する事項

センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、平成22年度の長期借入金の予定枠を28億円とする。

- (1) 予算 別紙2
- (2) 収支計画 別紙3
- (3) 資金計画 別紙4

第4 短期借入金の限度額

1. 限度額 3,400百万円

2. 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応
- (2) 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応
- (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応

第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画

なし

第6 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備整備に関する計画

長期借入金等を活用して、経営状況を勘案しつつ必要な整備を行う。

2. 人事システムの最適化

職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。

非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、在籍出向制度の導入等により、国、独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築するとともに、国立大学法人との人事交流を実施する。

院内保育所の保育時間の延長等により、女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。

3. 人事に関する方針

(1) 方針

良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。

特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策に取り組む。

また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。

(2) 指標

医師、看護師等の医療従事者については、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。

特に、技能職については、外部委託の推進に努める。

4. その他の事項

センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを作成する。

アクションプランやセンターの成果については、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行う。

ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の意見をセンター内メール・システム等にて聴取する。

担当領域の特性を踏まえた戦略的・重点的な研究・開発の推進

1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

2. 具体的方針

(1) 疾病に着目した研究

① がんの原因、発生・進展のメカニズムの解明

ア がんの原因解明に資する研究の推進

がん発生のリスク要因に関して、ゲノム・エピゲノム解析、発がん動物モデルを用いた研究成果をもとに、外的な環境要因（食事、喫煙、ウイルス・細菌感染等）、生活習慣病や炎症などの内的環境要因及び遺伝的な発がん要因の解明に取り組む。

生活習慣病や炎症等に起因するがんの発生・成立に関して主導的な役割を果たしている要因とその分子機構の解明に取り組む。

発がんの感受性・易罹患性に関わる遺伝子を複数同定し、その分子機構の解明を進める。

イ がんの発生・進展のメカニズムに関する研究の推進

がんが進展・浸潤・転移する過程、及び、治療抵抗性の獲得に関与するがん細胞側、或いは宿主側の因子について、次世代シーケンス技術等の最新ゲノム解析技術や網羅的エピゲノム解析を用いて同定し、その分子機構の解明を目指す。

ウ がんの本態解明の研究の推進

膵・肝・大腸がん等におけるゲノム・エピゲノム異常並びに不安定性、RNA及び蛋白質発現の変化を明らかにし、転移・浸潤能の獲得や治療応答性等との関係の解明に取り組む。高精度診断マーカー開発のためのゲノム・プロテオミクス等の新たな診断技術の開発に取り組む。多層的オミックス解析によるがん・白血病の創薬標的探索を行うためのゲノム等解析拠点機能を担い、共同研究体の運営・データベース構築を進める。さらに、各種がんの特性に関わる分子機構の解明を推進し、がんの特性を規定するがん細胞側・宿主側の要因を複数個同定する。

原因不明がんの易転移性獲得要因の解明とそれに基づく新規治療薬の開発を推進する。

また、腫瘍免疫に関する基礎研究を積極的に推進し、臨床応用のためのプロトコール作成を行う。

② がんの実態把握

ア がん登録の推進によるがんの実態把握

がん登録を推進し、がんの罹患、転帰などの実態とその推移を把握するために、登録対象の範囲や予後調査の方法等を含めた実施体制の標準化と連携体制について検討を行う。さらに、正確ながん統計情報の整備に向けたがん登録の課題を検討する。

また、がん登録から収集されたデータを用いて、がん医療の地域間格差の把握と分析に関する研究等の解析を行う。

がん診療連携拠点病院等において実施される院内がん登録及び都道府県において実施される地域がん登録等より、がん対策情報センターに収集されたデータを用いて、全国的な傾向や課題などを分析・評価する。また、国と県のがん対策計画の企画・評価におけるがん統計の適切な利用を支援する。

イ がんの原因究明に基づく予防法の研究開発

動物実験や大規模コホート研究等の疫学研究を実施することにより、がんの発生に関わる環境要因、高脂血症や糖尿病等の生活習慣関連の外的要因、加齢・遺伝素因等の内的要因を複数同定し、及びそれらの相互作用を解明に取り組み、がんのリスク・予防要因究明のための基礎的研究を推進する。

③ がんの本態解明に基づく高度先駆的医療の開発、標準医療の向上に資する診断・治療技術・診断機器の開発及び有効ながん予防・検診法の開発

ア 有効ながん予防法の研究開発

科学的根拠に基づき、発がん性やがん予防の有効性の評価を行うとともに、基礎的研究の知見に基づく新しい予防法の開発を行う。

イ 最先端技術等を応用した革新的な検診手法の研究開発

CT-colonographyをがん予防・検診研究センターにおけるがん検診に導入する。

生活習慣、家族歴・既往歴、健康の状態や新規バイオマーカー等の情報に基づき、重点的に検診受検勧奨すべき対象者を同定する方法の検討を行う。対象者を絞り込むために、がん予防・検診研究センターでの検診発見がんのデータ収集・解析・検診法に関するアニュアルレポートを作成する。

ウ 本態解明に基づく高度先駆的ながんの診断・治療法の基礎技術の開発研究

産官学連携体制を積極的に構築し、臨床医学と基礎研究を直接結びつける橋渡し研究を推進し新たな診断法・診断機器等の開発を目指す。

特に至適な臨床導入を目指した新規分子標的治療薬などの抗がん剤や免疫・細胞・遺伝子療法などの基礎的研究、ドラッグ・デリバリーシステム（DDS）や遺伝子・核酸医薬のベクター・デリバリーシステムに関する基礎的研究、薬物療法の個別化に資する基礎的研究、がん診療に有用な再生医学の基礎的検討、放射線診断・治療の基礎となる放射線生物学的研究、生体イメージングを含めた新しい放射線診断・治療の基礎的研究、緩和医療の技術開発・至適化や精神腫瘍学の科学的基盤の構築に資する基礎的研究などを積極的に展開する。

多層的オミックス解析による個別化医療を推進し、原発不明がんの原発臓器の特定により適切な治療を提供できるようにする。

独自に作成した白血病マウスモデルに、製薬企業から提供されるチロシンキナーゼ阻害剤を投与して、白血病の新たな分子標的薬の開発を推進する。

エ わが国における臨床試験の推進に資する研究の実施

化学療法、放射線療法、手術及びそれらを組み合わせる集学的治療の新たなよりよい標準治療及び標準診断法を開発する多施設共同臨床試験（主として第Ⅱ相試験～第Ⅲ相試験：後期治療開発）における中央支援機構を担うことを通じて、各種がんの標準治療の進歩に貢献する。

多施設共同臨床試験等の支援を通じて、規制要件、研究倫理、臨床研究方法論の教育と普及、治療効果や毒性の共通判定規準の作成と普及、有害事象報告システムや施設訪問監査による臨床試験の科学性と倫理性を担保する体制構築の支援と普及、及びそのための方法論の研究を行う。

オ 有効ながん検診法の研究開発

有効な検診を高い質で行えるよう、有効性評価及び精度管理に関する研究を推進するとともに、死亡率減少が実現できる検診システムを開発する。

カ がん患者の療養生活の質を尊重するがん医療の提供体制の整備に資する研究開発の推進

外来通院治療などの安全でかつ効率的・効果的な実践と普及のための研究開発を行う。

苦痛のないがん治療のため、早期からの緩和ケアの導入による副作用の対策や症状緩和の臨床研究を推進するとともに、がん患者のQOLの向上に資する緩和ケアや精神心理的ケアを、切れ目なく効果的に提供するため、入院から在宅療養への移行を見据えた緩和ケアの提供体制を開発する。

さらに、地域医療（在宅医療など）・福祉との連携によるがん患者・家族支援のモデルの開発を行うことにより、通院治療から在宅ケアに至る切れ目のない効果的な治療体制とその支援体制を構築する。

キ がんの原因・本態解明研究の基盤整備・構築と活用

病院の診療や臨床試験から生み出される診療情報並びに臨床試料をデータベース及びバイオリソースバンクとして整備し、他施設との共同研究への供与も含め、広くがん対策に資する研究に活用する。そのうち、病理検体については年間5,200バイアル程度の新規試料の受け入れを目指すとともに、必要なバイアルの払い出しを行い、トランスレーショナルリサーチに貢献する。

④ 医薬品及び医療機器の開発の推進

ア 高度先駆的ながんの診断・治療など臨床開発の推進

基礎的研究成果や最先端技術を応用した新しい医療技術（診断・治療・緩和）の早期臨床開発を行う。

具体的には、ゲノムやプロテオミクスを応用した高精度診断マーカー、最先端イメージング技術やナノテクノロジーを応用した新しい画像診断技術など診断技術及びがんの本態解明に基づいた分子標的治療薬など新規薬物療法、遺伝子・細胞・免疫治療、新たな放射線治療法、機能温存手術や再生医療技術などを用いた新しい外科手術手技の開発、新しい緩和医療技術や精神腫瘍学的介入法などの臨床開発を産官学連携のもとセンター全体で積極的に推進する。

病院の臨床研究と連携した薬理ゲノム研究を推進し、オーダーメイド診療による薬剤副作用を回避する仕組みを構築する。

光干渉断層画像を用いた新たな内視鏡診断機器、より安全性を高めた内視鏡治療機器、ペプチドワクチンなどの早期開発臨床試験の実施による臨床開発を産官学連携のもとセンター全体で積極的に推進する。

□

イ 国内未承認の医薬品・医療機器治験等臨床研究の推進

がんの診断・治療などの臨床開発を行う上で必須である早期開発治験や国際共同治験、医師主導治験などを積極的に実施する。

これらにより、平成21年度に比し、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の1%以上の増加を目指す。

（2）均てん化に着目した研究

① がん医療の質的向上・均てん化のための研究開発の推進

ア がん医療の質の管理の推進に資する研究の実施

がん医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行う。
がん医療の質を管理する方策として、画像レファレンスデータベースの構築等に関する研究を行う。

イ 人材育成に関する研究の推進

全国のがん医療の均てん化の推進に資するよう、専門的ながん医療に従事する者をより効果的に育成していく研修のあり方について検討を行う。

② 情報発信手法の開発

ア がん医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供方法等の開発

医療者向け情報について、コンテンツの効率的な収集・維持体制や提供方法に関する研究を行う。

イ 患者・国民等へのがん医療・がん研究に対する理解を支援する方法の開発

患者・家族・国民等に対して、がんの予防、早期発見、診断、治療、がん研究に関する知識や情報を集積してわかりやすく提供することに関する研究に取り組む。

ウ がん予防及びがん検診の普及等に関する研究の推進

科学的根拠に基づいたがん予防の推進に資する研究を行う。
科学的根拠に基づいたがん検診の普及の方法について検討するとともに、評価を行う。

エ 科学的根拠に基づく政策提言の実施に資する研究の推進

科学的根拠に基づく政策提言の在り方、手法について検討する。

平成 2 2 年度予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	<u>8,803</u>
施設整備費補助金	<u>520</u>
長期借入金等	<u>2,800</u>
業務収入	<u>28,720</u>
その他収入	<u>11,263</u>
計	<u>52,105</u>
支出	
業務経費	<u>33,518</u>
施設整備費	<u>11,082</u>
借入金償還	<u>1,584</u>
支払利息	<u>464</u>
その他支出	<u>891</u>
計	<u>47,539</u>

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 診療報酬改定は考慮していない。

(注3) 給与改定及び物価の変動は考慮していない。

(注4) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

平成 2 2 年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	<u>41,403</u>
経常費用	<u>41,348</u>
業務費用	40,840
給与費	14,389
材料費	12,324
委託費	3,593
設備関係費	5,477
その他	5,057
財務費用	464
その他経常費用	43
臨時損失	<u>56</u>
収益の部	<u>41,712</u>
経常収益	<u>41,657</u>
運営費交付金収益	8,612
資産見返運営費交付金戻入	111
補助金等収益	0
資産見返補助金等戻入	0
寄付金収益	0
資産見返寄付金戻入	0
業務収益	32,815
医業収益	28,980
研修収益	18
研究収益	3,618
教育収益	0
その他	199
土地建物貸与収益	45
宿舍貸与収益	39
その他経常収益	35
財務収益	0
臨時利益	<u>56</u>
純利益	<u>309</u>
目的積立金取崩額	0
総利益	<u>309</u>

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているの、端数において合計とは一致しないものがある。

平成 2 2 年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	<u>52,105</u>
業務活動による支出	<u>33,983</u>
研究業務による支出	2,485
臨床研究業務による支出	3,649
診療業務による支出	22,121
教育研修業務による支出	1,734
情報発信業務による支出	1,859
その他の支出	2,133
投資活動による支出	<u>11,082</u>
財務活動による支出	<u>2,475</u>
次期中期目標の期間への繰越金	<u>4,566</u>
資金収入	<u>52,105</u>
業務活動による収入	<u>37,642</u>
運営費交付金による収入	8,803
研究業務による収入	471
臨床研究業務による収入	2,896
診療業務による収入	25,135
教育研修業務による収入	18
情報発信業務による収入	199
その他の収入	119
投資活動による収入	<u>520</u>
施設費による収入	520
その他の収入	0
財務活動による収入	<u>6,835</u>
長期借入による収入	2,800
その他の収入	4,035
前期よりの繰越金	7,108

(注1) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

(注2) 前期よりの繰越金は、国立高度専門医療センター特別会計からのものを示す。

(注3) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。